一　旭砿末資料(資)による審決取消請求事件

昭和五六年行ケ第四号

判　決

昭和五八年一二月二三日　判決言渡
昭和五八年一二月二三日　判決原本交付
裁判所書記官　森　晴茂

東京都台東区上野桜木一丁目一三番二号
原告　旭礦末資料合資会社
右代表者代表社員　佐瀬辰三
右訴訟代理人弁護士　若林信夫
同　古曳正夫

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号
被告　公正取引委員会
右代表者委員長　高橋元
右指定代理人　小木曽国隆
同　土原陽美
同　中山武憲

右当事者間の審決取消請求事件について、当裁判所は、次のとおり判決する。

主　文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事　実

第一　当事者の求めた裁判

一　原　告

1　被告が、昭和五五年一二月一〇日、訴外住友セメント株式会社（以下「住友セメント」という。）に対する昭和五五年（勧）第一二号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）違反事件についてした審決（以下「本件審決」という。）を取り消す。

2　右事件を被告に差し戻す。

3　訴訟費用は被告の負担とする。

二　被　告

（本案前の申立て）

主文同旨

（本案に対する申立て）

1　原告の請求を棄却する。

2　訴訟費用は原告の負担とする。

第二　当事者の主張

一　本案前の主張（原告適格の有無）

（原告）

1　原告は、重炭酸カルシウム及び石粒（石灰石を数ミリメートル以下に粉砕したもの。）（以下、両者を総称して「石灰石粉末」という。）の製造販売業者であり、住友セメントは、セメントの製造販売業者であるが、住友セメントと原告は、昭和四七年七月二〇日、両社が昭和四二年九月一六日に締結した別紙一記載の条項を骨子とする石灰石鉱業権の処分及び

石灰石の供給の相手方の制限等に関する契約（以下「本件基本契約」という。）を整理、統合して新契約を締結することを合意したが、住友セメントは、昭和四八年四月、原告に対し、新契約締結交渉の延期、本件基本契約の実質的廃棄を要求し、原告がこれを拒否したところ、本件基本契約に反して、訴外日東粉化工業株式会社に大々的な石灰石の供給を開始したのみならず、同年一二月東京地方裁判所に対し、原告を相手どって本件基本契約及び関連の契約を記載した公正証書（七通）について、右各債務名義の執行力の排除を求めて請求異議訴訟（同裁判所昭和四八年(ワ)第一〇一六三号）を提起した。これに対し、原告は、右訴訟の反訴として、本件基本契約に付帯する違約金約定に基づく違約金三一億八九二四万円の支払請求訴訟（同裁判所昭和五三年(ワ)第八〇八号。後に請求金額を四四億一一一一万円に拡張した。）を提起し、更に、同裁判所に対し、住友セメントを相手どって本件基本契約に付帯する融資契約に基づく消費貸借金五〇〇〇万円の交付請求訴訟（昭和五〇年(ワ)第四九一二号）を提起し、これら三訴訟（以下「別件民事訴訟」という。）は現在同裁判所に係属中であるが、住友セメントは、前記請求異議訴訟における請求原因、他の二訴訟の抗弁として、本件基本契約において同社の義務を定める条項は独禁法三条前段（私的独占の禁止）及び一九条（不公正な取引方法の禁止。同法二条九項、昭和二八年九月一日公正取引委員会告示第一一号による一般指定七、八、一〇、一一号該当）の規定に違反し、無効である旨主張している。そして、本件審決後、これに倣って、同法二条六項に規定する不当な取引制限に該当し、同法三条後段の規定に違反する旨の主張を追加した。

2　原告は、本件基本契約のうち住友セメントの義務を定める条項の効力を維持する必要があるところ、本件基本契約のうち、石灰石鉱業権の処分及び石灰石の供給の相手方を制限する規定の削除の措置をとるべきものとする本件審決（その主文の詳細は別紙三のとおりである。）が取消されない限り、原告は前記訴訟において不利な判決を受けるおそれがあるから、原告は本件審決の名宛人ではないが、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する。なお、本件審決は、勧告審決（独禁法四八条）であるが、勧告審決も独禁法違反行為の認定を前提とし、右認定を認める趣旨を含む名宛人の応諾を基礎とするものであり、この応諾が単に勧告された排除措置を採るべきことの承諾に止まるものでない以上、本件審決が

勧告審決であるからといって原告が前記訴訟において不利な判決を受けるおそれがあることに変りはなく、したがって、原告の前記法律上の利益が失われるものではない。

（被告）

1　原告主張1の事実中、原告及び住友セメントが原告主張のような業を営んでいるものであること、原告と住友セメントが昭和四二年九月一六日に本件基本契約を締結したこと、住友セメントと原告との間に原告主張のような別件民事訴訟が係属していること、右訴訟において、両者が原告主張のような請求をし、住友セメントが、その請求原因ないし抗弁として、本件基本契約の同社の義務を定めた条項について、独禁法三条前、後段及び一九条に違反する無効なものである旨主張していることは認めるが、その余の事実は争う。

2　原告主張2の事実中、本件審決の主文が原告主張のとおりであることは認めるが、その余は争う。

本件審決は、住友セメントを名宛人とするものであり、同社以外の第三者を拘束するものではない。しかも、本件審決は、住友セメントに主文どおりの措置をとるべき公法上の義務を負わせるにとどまり、その性質は独禁法の目的を達成するための行政的手段にほかならないから、独禁法違反とされた契約の私法上の効果を左右する効力を有するものではない。それ故、原告主張の前記訴訟を審理する裁判所は、自由な判断に基づいて判決をすればよく、本件審決に拘束されることはない。

したがって、原告は、本件訴えにつき原告適格を有しないから、本件訴えは、不適法であり却下を免れない。

二　本案についての主張

1　請求原因

(一)　被告は、本件基本契約が独禁法二条六項の不当な取引制限に該当し、同法三条に違反するとして、昭和五五年一〇月二〇日住友セメントおよび原告に対し別紙二記載の措置をとるように勧告し、住友セメントは同月二九日右勧告を応諾したので、被告は、同年一二月一〇日別紙三記載の主文の本件審決をした。原告は、被告の前記勧告を応諾しなかった

ため、被告は原告に対する審判開始決定をし（昭和五五年(判)第三号）、右事件は現在係属中である。

(二) しかし、本件審決は、次のように違法なものである。

(1) 本件基本契約は、住友セメントと原告相互間の権利義務を一体として定めたものであり、これに対する被告の適否の判断ないし処分は、両社につき合一に確定すべきであるから、右契約に対する措置の勧告を両者がともに応諾しなかった場合は、被告は、応諾した一社についてのみ勧告審決をすることは許されない。即ち

(ア) 被告の住友セメントに対する本件審決と原告に対する審判審決において、本件基本契約に関する独禁法上の違法事実の存否について異なる判断がされた場合には、当事者を混乱させ紛争を拡大させることになるから、独禁法上の審判手続において本件基本契約のような取引契約の違法性を判断する場合には、当該契約当事者双方について合一に確定すべき必要性がある。なお、前記両審決の判断が異なった場合、同法六六条二項によって事後的に住友セメントに対する本件審決を取消したとしても、右取消までの矛盾、混乱を十分に回避解決することができない。

(イ) 本件基本契約に関し、原告と住友セメントとの間には、住友セメントの契約不履行から紛争が生じていたところ、住友セメントは右取引契約上の義務を免れるため、本件基本契約には独禁法上の違反状態がないのに、自ら違反行為者として認定されることを希望していた者である。原告は被告に対し右事情を告知していたにも拘わらず、被告は本件審決をしたのである。被告としては、本件基本契約の当事者である住友セメントが勧告に応諾しても、相手方の原告が右勧告を争っている場合には、本件審決を差控えるべきである。

(ウ) 本件基本契約は、原告と住友セメント間の取引の一部を構成する契約であって、相互の権利義務が均衡して定められているから、本件審決が住友セメントに対し右契約上の義務不履行ないし負担回避を命ずるものである以上、原告としては、本件審決の名宛人ではないものの、これによって受ける影響は甚大である。このような場合には本件審判手続にも民事訴訟上の類似必要的共同訴訟の考え方を適用して住友セメント及び原告に対する各審決を合一に確定すべきである。したがって、本件審決は右合一確定の法理に違反する。

(2) 住友セメントに対する審決で排除措置を命ずるのは、本件基本契約中、勧告を応諾した住友セメントが原告の事業活動を拘束し、原告に義務を課している部分、即ち別紙一記載のイのうち原告に義務を課している部分、同ハ及び同ニのうち原告に義務を課している部分に限定すべきである。けだし、もし住友セメントに義務を課している部分についてまで排除措置を命ずると、住友セメントは、本件審決が取消されるまで原告に対し契約違反の責を負わず、違約金約款による違約金支払の責を負わずに原告の同業者に石灰石を供給することができ、これにより石灰石粉末製造販売の分野に変化が生じ、原告の利益が侵害されるおそれがある。そして本件審決が取消されても、にわかに旧に復するものではないから、右義務に対応する権利者である原告の不服申立を実質上無意義にするとともに、原告についての審判手続を経た後に違反事実がないことが明らかになったときに、同一の行為につき措置内容が矛盾することになるからである。ところが、本件審決は、本件基本契約により住友セメントに義務を課す規定にまで及んでおり、違法である。

(3) 住友セメントが本件基本契約を締結した行為は同法二条六項に該当せず、同法三条に違反しない。

よって、本件審決を取り消し、さらに審判をさせるため、事件を被告に差し戻すことを求める。

2 請求原因に対する認否

(一) 請求原因(一)の事実は、すべて認める。

(二) 同(二)、(1)の事実中、本件基本契約が、住友セメントと原告間相互の権利義務を定めたものであること及び住友セメントが勧告を応諾し、原告が応諾しなかったことは認めるが、その余の主張は争う。

原告が主張するような合一確定の必要はない。即ち

(ア) 本件審判は、過去の行為の違法性を問題とするのではなく、本件審決時に行政処分を課すべき違法事実がある場合に、その排除措置の必要性を問題とするものであるから、同一審判対象事実についても、審決時が異なれば、異った判断がされるのは当然であり、合一に確定しなくても矛盾は生じない。なお、原告に対する審決において、住友セメ

ントに対する本件審決と異なった判断を示す場合、必要ならば独禁法六六条二項により本件審決を取消し変更することができるので、両者に対する各審決を事後的に調整することは可能である。

(イ) 本件基本契約により現に石灰石粉末製造業者らの石灰石入手先が制限され、独禁法上の違法状態が存在すると被告が認定した場合、原告及び住友セメントに対する各審決を合一に確定する方法をとるか、又は勧告に応諾する住友セメントに対してのみ勧告審決を行い、速やかに違法状態を解消する措置をとるかの判断は、被告が公益上独禁政策に照らし、その責任と裁量においてこれをすることができるのである。

(ウ) 本件審決の効力は、住友セメントを名宛人とするものであって、原告を拘束するものではないから、住友セメント及び原告に対する各審決を合一に確定する必要は認められず、民事訴訟上の類似必要的共同訴訟の考え方が成り立ち得る余地はない。

(三) 同(二)、(2)の主張は争う。

(四) 同(二)、(3)の主張は争う。後記3抗弁のように、住友セメントの行為は違法なものである。

3 抗弁

(一) 住友セメントは、東京都千代田区神田美土代町一番地に本店を置き、セメントの製造販売業を営むものであり、田村地区の地域で石灰石を採掘し、供給している。なお、同社は、セメント製造販売業を営んでいた磐城セメント株式会社(以下「磐城セメント」という。)が昭和三八年一〇月商号を変更したものである。

(二) 原告は、東京都台東区上野桜木一丁目一三番二号に本店を置き、石灰石粉末の製造販売業を営むものであり、田村地区で石灰石を採掘し、供給している。

(三) 田村地区で産出する石灰石は、そのほとんどすべてが白色度の高い結晶質石灰石であって、主として、セメント及び石灰石粉末の原料として用いられている。

(四) 石灰石は、その輸送費用と製品価格との関係で、遠隔地から供給を受けることが困難であるところから、田村地区に

所在する石灰石粉末又はセメントの工場は、その原料を同地区で産出する石灰石に依存している。

(五) 田村地区において採掘可能な石灰石のほとんどすべては、住友セメント及び原告（子会社を含む。）の所有する石灰石鉱区に埋蔵されており、同地区において石灰石粉末又はセメントを製造する事業者に対する石灰石の供給は、その大部分が両社によって占められている。

(六) 昭和三一年ころ、他の事業者が田村地区にセメント工場を建設する計画を立て、同地区に所在する石灰石鉱区を買収しようとしたところから、磐城セメントはこの進出計画を阻止するため、また、原告は事業上必要な石灰石鉱区を確保するため、両社は、昭和三一年三月二三日田村地区内の大越町及び常葉町（旧山根村）に所有する石灰石採掘出願鉱区及び登録鉱区について、相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、譲渡し又は抵当権若しくは租鉱権を設定する等の行為を行わないことを含む契約を締結した。

(七) 右契約は、昭和三六年三月二二日失効したが、その後磐城セメントがセメント工場の新設に伴い、同工場で使用する原料石灰石を採掘し、運搬するために原告の鉱区を使用する必要が生じ、原告に協力を求め、原告が事業上の地位強化を図るため、これに応じたところから、昭和三七年八月一日両社は田村地区内の大越町、滝根町及び常葉町に所有する石灰石採掘出願鉱区及び登録鉱区について、相手方の同意を得ることなく、第三者に対し譲渡などの処分をしないこと及びそれぞれ相手方の同業者に右地域で採掘した石灰石を供給しないことを含む契約を締結した。

(八) 住友セメントが、同社田村工場で使用する石灰石及び粘土の採掘のために必要な第三者の土地の取得に関連して右(七)の契約の改定を必要とする事情が生じ、これについて原告に協力を求めたところから、昭和四二年九月一六日両社は、右(七)の契約を失効させ、本件基本契約を締結した。

(九) 本件基本契約の締結により、田村地区における他の石灰石の需要者は、自由にその供給が受けられない状況にある。

(一〇) このように、住友セメントは、原告と共同して両社が田村地区に所有する石灰石鉱業権の処分の相手方及び同地区で採掘し、又は取得した石灰石の供給の相手方を制限することにより、公共の利益に反して、同地区における石灰石供給

の取引分野における競争を実質的に制限しているものであり、これは独禁法二条六項が規定する不当な取引制限に該当し、同法三条に違反するものである。

4 抗弁に対する認否

(一) 抗弁(一)の事実中、住友セメントが田村地区で石灰石の供給を業としているとの点は否認するが、その余は認める。

(二) 同(二)の事実中、原告が田村地区で石灰石の供給を業としているとの点は否認するが、その余は認める。

(三) 同(三)の事実は認める。但し、被告は、この事実をもって、石灰石粉末製造業者及びセメント製造業者に対する石灰石供給は一個の取引分野であるという根拠としているが、誤りである。即ち、セメント製造業者に対する石灰石の供給は、大量かつ低価格であるのに対し、石灰石粉末製造業者に対する石灰石の供給は、少量であり必ずしも低価格ではなく、両者の取引条件は数量及び価格の点において圧倒的差異があるから、石灰石粉末製造業者とセメント製造業者とが特定の石灰石をめぐって競争関係に立つことはあり得ない。したがって、両者に対する石灰石供給の取引分野は一個ではなく別個のものである。

(四) 同(四)の事実中、田村地区に所在する石灰石粉末又はセメント工場が、その原料を同地区で産出する石灰石に依存していることは認めるが、その余は否認する。

(五) 同(五)の事実は否認する。

一般に石灰石粉末製造業者及びセメント製造業者は、いずれも自社の鉱山を持ち、そこで採掘した石灰石を自社の工場で使用する方法(「自山採掘」)で操作しており、田村地区においても、事業者らは自社の鉱山を有し(例えば、住友セメント田村工場は滝根鉱山、原告大越工場は旭大越鉱山を所有している。他の事業者も同様である。)、したがって石灰石の供給が事業として行われたことはない。ことに、田村地区において住友セメント以外にセメント製造工場は存在せず、同社は自山採掘によって操業しているから、およそセメント製造業者に対する石灰石の供給が行われたことは全くない。

(六) 同(六)の事実中、昭和三一年ころ、他の事業者が田村地区にセメント工場を建設する計画をたて、同郡に所在する石灰石鉱区を買収しようとしたところから、磐城セメントは、この進出計画を阻止するため、昭和三二年三月二三日原告との間で契約を締結したことは認めるが、その余は否認する。

進出計画を立てた事業者は、磐城セメントの有するセメント原料用の石灰石鉱区（それは田村地区における唯一のセメント原料用石灰石の鉱区である。）の周辺鉱区を買占めて、磐城セメントがセメント製造工場を建設できない状態に追込んだうえ、磐城セメントの鉱区を譲受けるという作戦に出たので、磐城セメントは周辺鉱区を有する原告に対し、前記事業者に周辺鉱区を譲渡しないよう要請し、原告が右要請を受け容れて、両社間に昭和三二年三月二三日契約が成立した。このような経緯から、右契約において原告は磐城セメントの同意なしに鉱区の処分をしないことを約束し、磐城セメントは一定の対価を約束した。しかし、磐城セメントが原告の同意なしに鉱区の処分をしないことと定めた部分は、契約当事者の対等を装うためのものでしかなく、実質的に磐城セメントを拘束する効力はないのである。

(七) 同(七)の事実中、右契約が昭和三六年三月二二日に失効したこと、磐城セメントが原告に協力を求めたこと、昭和三七年八月一日両社が契約を締結したことは認めるが、その余は否認する。

磐城セメントは、田村工場を新設するに当り、採掘した石灰石を工場に運搬するコンベアーを設置し、表土捨場を設置するため原告の鉱区の一部を使用し、また採掘の都合上原告の鉱区の一部を採掘する必要があったところから、両者間に昭和三七年八月一日契約が成立した。このため右契約において、原告は磐城セメントに対し、磐城セメントをして原告の右鉱区に属する土地（国有地）の払下げを受けさせ、鉱区を分割譲渡し、また隣接鉱区の鉱業権者として磐城セメントの施業案に同意した。他方、この対価として、磐城セメントは原告に対し、(1)釜山鉱山鉱区及び神俣タンカル工場を譲渡すること、(2)他の石灰石粉末製造業者に対して石灰石を供給しないこと、(3)右鉱区の鉱業権を他に処分しないことを約束した。なお、右契約書には原告が他のセメント製造業者に対し石灰石を供給しないことを約束する旨の文言がみられるが、田村地区には磐城セメント以外にセメント製造業者が存在しないこと、原告のような小規模採掘では、

セメントの原料とし得るような低価格、大量の石灰石を供給することができないことに徴し、右文言の約束は、契約当事者の対等を装うためのものであって、実質的に原告を拘束する効力はない。また、右契約書中の原告が鉱業権の処分をしないことを約束する旨の文言についても右同様である。

(六) 同(五)の事実中、両社が昭和四二年九月一六日契約を締結し、これにより前記昭和三七年八月一日付契約を失効させたことは認めるが、その余は否認する。

住友セメントは、田村工場を操業するため、セメントの原料である粘土及び石灰石の採掘に必要な滝根町及び同町関係者所有の土地を取得する必要があったところから、先に昭和三七年八月一日付契約において原告に譲渡することを約した釜山鉱山鉱区を滝根町及び同町関係者に譲渡する契約をしてしまい、原告に対しては、右鉱区を一時採掘しないよう要請し、原告が右要請を受け容れて、両社間に昭和四二年九月一六日本件基本契約が成立した。このような経緯から、本件基本契約に付帯する契約において、原告は住友セメントに対し、釜山鉱山鉱区の一部を滝根町名義とし、その余の部分を滝根町及び原告系三社名義の共同鉱区とするが、原告側はその共同鉱区において自山採掘をせず、住友セメント及び滝根町の合弁企業である滝根採石株式会社のために租鉱権を設定することを認めることを約束した(本件基本契約の条項(別紙一、イ)にいう共同鉱業権とは、右釜山鉱山鉱区に対する四者共同鉱業権を指称する。)。そして、住友セメントは、その対価として、原告に対し、専ら安価な石灰石を供給することを目的として、(1)石灰石粉末原料として石灰石を供給し、(2)他の石灰石粉末業者に対して石灰石を供給しないことを約束した(別紙一、ロ参照)。ところで、本件基本契約で両社が相互に鉱業権を処分しないことを定めた(別紙一、イ参照)のは、それぞれ相手方が鉱業権を処分して撤退し、前叙の約束を履行しなくなる場合を慮って挿入したものであるにすぎず、また、当該契約書には、原告が住友セメント以外のセメント業者に石灰石を供給しないことを約束する文言(別紙一、ハ参照)がみられるが、その実質的効力がないことは、前記(七)末段のとおりである。

(九) 同(八)の事実は否認する。

前述のとおり、田村地区において、住友セメント以外にセメント製造工場は存在せず、同社は自山採掘によって操業しているから、およそセメント製造業者に対する石灰石の供給が行われたことはなく、また、石灰石粉末製造業者も自山採掘が基本で、これに石灰石を供給するという事業も行われたことがなく、そのような取引分野は存在しない。それ故、本件基本契約によって、需要者が自由にその供給が受けられない状況が生じ、かつ、それが現存していることはない。

(10) 同(10)の事実及び主張は争う。

田村地区において石灰石供給取引の分野は存在せず（前記(九)参照）、住友セメントも原告も石灰石供給事業者ではなかった（前記(五)、(九)参照）のみならず、原告と住友セメントとの間には、石灰石につき激しい対立こそあれ一片の共同すらなかったのであり、また、本件基本契約の条項のもつ実質的具体的意義（前記(八)参照）に鑑みれば、本件基本契約が「地域における石灰石供給の取引分野における競争を実質的に制限している」旨の被告の主張は、事実に反し失当とするほかない。

第三　証拠

一　原告は、甲一ないし一一七号証（甲一一号証、二〇号証、二三号証、二七、二八号証、三〇ないし三四号証、三九号証、四九ないし五四号証、一一六、一一七号証はいずれも写し。）を提出し、右甲号各証は、本件訴えの原告適格を証する資料として提出するものである旨付陳した。

二　被告は、甲号各証の成立はすべて認める（甲一一号証、二〇号証、二三号証、二七、二八号証、三〇ないし三四号証、三九号証、四九ないし五四号証、一一六、一一七号証は、いずれも原本の存在とその成立を認める。）と述べた。

理　由

一　本案前の主張（原告の当事者適格）についての判断

1　原告が石灰石粉末の製造販売業者であり、住友セメントがセメントの製造販売業者であること、原告と住友セメントが

昭和四二年九月一六日本件基本契約を締結したこと、住友セメントと原告との間に別件民事訴訟が係属していること、右訴訟において、両者が原告主張のような請求をし、住友セメントが、その請求原因ないし抗弁として、本件基本契約の同社の義務を定めた条項について独禁法三条前、後段及び一九条に違反する無効なものである旨主張していること、被告が昭和五五年一二月一〇日住友セメントに対し、主文を別紙三記載のとおりとする本件審決をしたことは、当事者間に争いがない。

2　公正取引委員会のした独禁法四八条所定のいわゆる勧告審決について、取消訴訟を提起する者は、当該勧告審決の取消しを求めるについて、行政事件訴訟法九条所定の法律上の利益を有することを要する。

ところで、勧告審決の制度は、独禁法の目的を簡易迅速に実現するため、独禁法四八条にいう違反行為をした者が、その自由な意思で勧告どおりの排除措置をとることを応諾した場合には、あえて公正取引委員会が審判手続を経て違反行為の存在を認定する必要はないものとし、ただ、右応諾の履行について審判がなされた場合と同一の法的強制力によりこれを確保するため、審判の形式をもって排除措置を命ずることとしたものと解される。したがって、正規の審判手続を経てされる審判審決（同法五四条一項）が公正取引委員会の証拠による違反行為の存在の認定を要件とし、また、同意審決（同法五三条の三）が違反行為の存在について、被審人の自認を要件としているのに対し、勧告審決は、その名宛人の自由な意思に基づく勧告応諾の意思表示を専らその要件とするものであるから、右名宛人以外の第三者を拘束するものでないことはもちろん、当該行為が独禁法に違反する行為であることを確定したり、勧告審決に基づく名宛人の行為を正当化するなどの法律的な影響を及ぼすこともないのであって、名宛人以外の第三者は、他に特段の事情のない限り、勧告審決によりその権利又は法律上の利益を害されることはないものと解するのが相当である（最高裁昭和四六年行ッ第六六号昭和五〇年一一月二八日第三小法廷判決・民集二九巻一〇号一五九二頁、同昭和五〇年行ッ第一一二号昭和五三年四月四日第三小法廷判決・民集三二巻三号五一五頁参照）。

これを本件についてみるに、本件審決は、被告が住友セメントを名宛人として本件基本契約のうち別紙一記載の条項の

削除等を内容とする排除措置を命じたものであるから、右審決は住友セメントについて拘束力を有するにとどまり、右名宛人以外の第三者にすぎない原告（原告が本件審決の名宛人でないことは原告の自認するところである。）を何ら拘束するものでないことは明らかである。また、本件審決は、被告が住友セメントに対し、その勧告応諾に基づいて本件基本契約のうち別紙一記載の条項の削除等の排除措置をなすべき公法上の義務を課するにとどまるものであって、それ以上に本件基本契約の私法上の効力を左右するものでも、本件基本契約について独禁法違反行為の存在を確定するものでもないから、原告は、本件審決の取消訴訟を提起するまでもなく、別件民事訴訟において住友セメントに対し本件基本契約が有効である旨を主張し、これに基づく債務の履行を請求し得るのであり、これに対して、住友セメントは、自己の自由な意思により勧告応諾の意思表示をした以上、本件審決を理由に本件基本契約が独禁法に違反し私法上無効である旨ないし自己の責に帰すべからざる事由により履行不能である旨等の主張をして、本件基本契約に基づく債務の履行を当然には拒み得ないものというべく、これらの本件基本契約の効力、債務不履行責任の存否等の主張の当否は、本件審決とは別個に、別件民事訴訟の受訴裁判所が自由に判断すべきものである。

したがって、本件審決により原告が別件民事訴訟において当然に不利な判決を受けるおそれがあるものとは認められず、他に本件審決により原告がその権利又は法律上の利益を害され若しくは害されるおそれがあるものというべき特段の事情は、本件全証拠によるもこれを認めることができないから、結局原告は本件審決の取消しを求めるについて、行政事件訴訟法九条所定の法律上の利益を有しないものというべきである。

三　以上の次第で、原告は、本件審決取消訴訟について訴えの利益を欠き、当事者適格を有しないものであるから、本案について判断するまでもなく、本件訴えは、不適法としてこれを却下することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第三特別部

裁判長裁判官　矢口洪一

裁判官　岡垣學
裁判官　中島恒
裁判官　塩谷雄
裁判官　涌井紀夫

別紙一

イ　原告及び住友セメント（それぞれの子会社を含む。）は、単独又は共同（第三者との共同を含む。）で福島県田村郡（以下「田村地区」という。）に所有する石灰石鉱業権（出願中のものを含む。）について、第三者に譲渡し、担保に供し、租鉱権を設定し、又は放棄し、消滅させる等のその他の処分を行ってはならないこと（四条）。

ロ　住友セメント（子会社を含む。）は、田村地区で採掘し又は取得した石灰石を、原告の同意なしに、他の事業者に供給しないこと（六条）。

ハ　原告（子会社を含む。）は、田村地区で採掘し、又は取得した石灰石を、住友セメントの同意なしに、セメント製造業者に供給しないこと（七条）。

ニ　住友セメント又は原告が、右のイ、ロ又はハのいずれかに違反したときは、違反の期間又は違反して供給した石灰石の数量に応じた違約金を相手方に支払うこと（一四条、付帯覚書一、二、四条）。

別紙二

一　原告及び住友セメントは、昭和四二年九月一六日に両社間で締結した本件基本契約のうち、石灰石鉱業権の処分の相手方及び石灰石の供給の相手方を制限する規定を削除すること。

二　前記二社は、前項に基づいて採った措置を田村地区に所在する石灰石粉末製造業者に通知すること。この通知の方法については、あらかじめ、被告の承認を受けること。

三　前記二社は、前二項に基づいて採った措置を速かに被告に報告すること。

別紙三

一　住友セメントは、昭和四二年九月一六日に原告との間で締結した本件基本契約のうち、石灰石鉱業権の処分の相手方及び石灰石の供給の相手方を制限する規定を削除しなければならない。

二　住友セメントは、前項に基づいて採った措置を田村地区に所在する石灰石粉末製造業者に通知しなければならない。この通

知の方法については、あらかじめ、被告の承認を受けなければならない。

三　住友セメントは、前二項に基づいて採った措置を速やかに被告に報告しなければならない。